

新発田市告示第 197 号

新発田市屋外広告物条例（平成 20 年新発田市条例第 30 号。以下「条例」という。）第 6 条第 2 号、第 6 号及び条例第 7 条第 9 号、第 11 号の規定により市長が指定する区域、条例第 8 条第 3 号及び条例第 11 条第 3 号の規定により市長が指定するもの、条例第 14 条第 3 項の規定により市長が定める同意の基準並びに新発田市屋外広告物条例施行規則（平成 20 年新発田市規則第 64 号。以下「規則」という。）別表第 10 の規定により市長が指定する道路、鉄道等を次のように定め、平成 21 年 1 月 1 日から実施する。

平成 20 年 10 月 10 日

新発田市長 片山吉忠

- 1 条例第 6 条第 2 号の規定により市長が指定する区域は、高速自動車国道の市内全区間（本線に限る。）の敷地及びその敷地境界線から両側 300メートル以内の区域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた用途地域（第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域を除く。）を除く。）とする。
- 2 条例第 6 条第 6 号の規定により市長が指定する区域は、歴史景観エリアにおける歴史景観重要道路の道路中心線から両側 20メートルの区域とする。
- 3 条例第 7 条第 9 号の規定により市長が指定する区域は、次のとおりとする。
 - (1) 高速自動車国道の市内全区間（本線に限る。）の敷地境界線から両側 500メートル以内の区域
 - (2) 次に掲げる道路及び鉄道の敷地並びにそれらの敷地境界線から両側 100メートル以内の区域
 - ア 一般国道の市内全区間
 - イ 県道のうち主要地方道の市内全区間
 - ウ 鉄道の市内全区間（旅客営業区間に限る。）
- 4 条例第 7 条第 11 号の規定により市長が指定する区域は、歴史景観エリアの米倉地区、山内地区及び菅谷地区とする。
- 5 条例第 8 条第 3 号の規定により市長が指定するものは、次のとおりとする。
 - (1) ベンチ
 - (2) くず入れ及び吸いがら入れ
 - (3) 噴水

- (4) フラワーポット
 - (5) 防犯灯及び街路灯
 - (6) 児童遊戯施設
 - (7) カーブミラー
- 6 条例第 11 条第 3 号の規定により市長が指定するものは、主要地方道以外の県道とする。
- 7 条例第 14 条第 3 項の規定により市長が定める基準は、別表のとおりとする。
- 8 規則別表第 10 の規定により市長が指定する道路、鉄道等は、第 3 項第 2 号に掲げる道路及び鉄道とする。

別表（第7項関係）

条例第14条第3項の国等広告物等の表示又は設置の同意基準

基 準
野立広告板又は野立広告塔で、次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 国又は地方公共団体の庁舎その他公共施設の位置又は所在を表示し、又は案内することを目的とするものであること。 (2) 表示又は設置個数が、1の庁舎又は公共施設につき2以内であること。 (3) 表示面積は、10平方メートルで、かつ、合計20平方メートル以内であること。 (4) 広告物等の高さが3メートル以下であること。ただし、広告物等が定着している土地の高さが、当該広告物等が面している道路の高さより低い場合は、当該道路の高さを基準として3メートル以下であること。 (5) 広告物等の意匠及び設置位置が、周囲の自然環境、建造物等の景観を損なわないものであること。 (6) 案内等のために必要な文言又は図表に限り表示するものであること。 (7) 交通上の見通し並びに道路標識及び他の広告物等の視認性を妨げないものであること。 (8) 蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。 (9) 色彩を含め、景観に配慮した秩序あるものであること。

注 当該広告物等の表示又は設置の目的から、この基準により難いと認められるものに係る基準は、次のとおりとする。

- (1) 広告物等の意匠及び設置位置が、周囲の自然環境、建造物等の景観に配慮したものであること。
- (2) 交通上の見通し並びに道路標識及び他の広告物等の視認性を妨げないものであること。
- (3) 蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。
- (4) 色彩を含め、景観に配慮した秩序あるものであること。